

## 品川区標準服保護者負担軽減事業における電子クーポンの使用に関する要綱

制定 令和7年6月2日 教育長決定 要綱第14号  
改正 令和7年11月21日 教育長決定 要綱第19号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、品川区標準服保護者負担軽減事業補助金交付要綱（令和7年品川区教育委員会要綱第13号。以下「補助金要綱」という。）第6条第3項および第17条の規定に基づき、品川区標準服保護者負担軽減事業における補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、補助金要綱で使用する用語の例による。

### (標準服の価格の届出)

第3条 対象者に対して、補助の対象となる標準服を販売する事業者（以下「販売店」という。）は、当該標準服の価格について、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

### (代理受領の委任)

第4条 クーポン使用者は、販売店と標準服の売買契約を締結したときは、補助金の交付について販売店に代理受領を委任するものとする。

### (補助金の請求)

第5条 販売店は、前条の規定による委任を受けたときは、教育長に対して補助金の請求を行うものとする。

### (債権の相殺)

第6条 販売店は、クーポン使用者の代理として補助金の交付を受けたときは、当該補助金の引き渡し債務と、当該補助金に係る標準服の販売代金の請求権とを相殺するものとする。

### (完了届)

第7条 販売店は、クーポン使用者に対して補助金の交付に係る標準服の引き渡しを終えたときは、速やかに完了届（第1号様式）に教育長が必要と認める書類を添付し、教育長に提出しなければならない。

### (補助金の確定)

第8条 教育長は、前条の完了届の提出を受けたときは調査を行い、補助金の額を確定し、別に定める方法によりクーポン使用状況をクーポン使用者に通知する。

### (委任)

第9条 補助金要綱およびこの要綱に定めるもののほか、品川区標準服保護者負担軽減事業における電子クーポンの使用に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年12月1日から適用する。

第1号様式（第7条関係）

年　月　日

品川区教育長 あて

住 所  
名 称  
代表者氏名

完 了 届

補助金の交付に係る標準服の売買を完了したので、品川区標準服保護者負担軽減事業における電子クーポンの使用に関する要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 売買件数

2. 内訳

学校	物品	対象児童生徒名	金額

※上記表に収まらない場合は、別紙とし、同内容を明記すること。